

令和2年5月7日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言延長に伴う 保育施設の対応について（令和2年5月7日）

保育施設の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご自宅での保育にご協力いただきありがとうございます。

4月24日付で杉並区の当面の対応として5月9日までの臨時休園をお知らせしたところですが、国の緊急事態宣言期間の延長を受けまして、杉並区では以下の保育施設について臨時休園の期間を5月31日（日曜日）まで延長することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象保育施設

認可保育所、地域型保育事業所（小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問）、杉並区保育室、区定期利用、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室

#### 2 臨時休園の概要

##### (1) 臨時休園する期間

5月31日（日曜日）までは臨時休園を延長します。

##### (2) 出勤を必要とする方への対応

医療関係や警察・消防・その他の公務員、食料品店・金融・交通・社会福祉など社会の機能を維持するためや、ひとり親家庭などの理由で勤務を余儀なくされ、ご家庭での保育が特に困難な方については保育を実施しますので、臨時休園期間中に新たに登園を希望する場合は、事前に在園の保育施設に申し出てください。（申し出をいただいた児童の人数で保育士の体制を準備しますのでご協力ください。）

緊急事態宣言は感染拡大防止のために発令されたものですので、育休中の方や在宅勤務の方は、引き続きご家庭での保育をお願いします。ただし、在宅勤務の方でご家庭内でどうしても保育が困難な日や時間帯がある方などについては、ご相談をお受けしますので、事前に在園の保育施設に申し出てください。

##### (3) 臨時休園の考え方並びにご協力をお願い

別紙「臨時休園の考え方並びにご協力をお願い（令和2年5月7日）」をご覧ください。

##### (4) その他

登園をされる場合、送迎時にはマスクの着用とソーシャルディスタンスにご協力ください。また、これまでどおり園児が咳や熱等の症状がある場合の登園及び保護者が咳や熱等の症状を有している場合の送迎は絶対におやめください。保育施設での感染を防止するためにご協力をお願いします。

#### 保護者の勤務先の事業主様へ（お願い）

国の緊急事態宣言の延長によって、杉並区の保育施設では臨時休園の期間を延長します。このことにより、保護者の皆様には、登園の自粛を引き続きお願いしています。しかし、出勤を余儀なくされる保護者が増えると、保育施設が密の状態になり感染のリスクが高まります。従業員の方のお子さんやご家族を感染から守るために、事業主様のご協力は不可欠です。従業員の方の育児休業の延長や在宅勤務等への配慮を引き続きお願いいたします。

### 3 休園期間中の保育相談窓口

休園期間中のご家庭での過ごし方や育児への不安などお気軽にご相談ください。

○在園の保育施設		電話：在園の各保育施設へ
○子育てサポートセンター	宮前	電話：03（3333）4699
	今川	電話：03（3394）3935
○保育課保育支援係		電話：03（3312）2111（区代表）

### 4 保育料について

保育の利用日数に合わせて、月額保育料を減額又は免除します。なお、利用日数は各保育施設に確認するため、減額等の手続きは必要ありません。（延長保育料は、減額又は免除の対象外です。）

- (1) 4月分の保育料は臨時休園による減額を行います。詳細は、5月末頃に通知する予定です。

口座振替の場合：4月末引き落としを6月末に変更します。

納付書の場合：減額後の納付書を6月初旬頃送付します。

※5月分の保育料についても同様の取り扱いとなる予定です（後日改めてお知らせします）。

- (2) 令和元年度保育料納入通知は、3月分減額を反映後5月中旬頃送付します。

※ 地域型保育事業所をご利用の方は、納付期限等が異なりますので、各園に確認をお願いします。

※ 家庭福祉員、家庭福祉員グループ及びグループ保育室をご利用の方は、納付期限等、後日各園を通じてお知らせします。

### 5 育児休業の延長等について

- (1) 令和2年4月1日以降に新たに認可保育所等に入所する児童の保護者の育児休業につきましては、5月中に復職をすれば入所要件を満たすとしておりましたが、臨時休園の延長に伴い6月中の復職でも可能とします。

- (2) 就労内定が取り消しとなった場合、6月末日までは求職期間として認めます。

### 6 その他

これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてごお知らせいたします。

#### 【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課 03（3312）2111（代表）

- |  |       |
|--|-------|
| ○臨時休園に関すること                                    | 管理係   |
| ○保育料、入園の相談に関すること                               | 保育相談係 |
| ○保育内容に関すること、家庭福祉員、<br>家庭福祉員グループ及びグループ保育室に関すること | 保育支援係 |